

平成 28 年度奈良市食品衛生監視指導計画(案)について

～平成 27 年度計画からの主な変更点～

奈良市保健所生活衛生課

1 食品表示法の施行に伴う食品等の表示に関する重点監視指導の実施

平成 27 年 4 月 1 日から食品表示法が施行されたことに伴い、同法の規定に基づき定められた食品表示基準(衛生事項)への適合を重点的に監視指導するとともに、必要に応じて同法に基づく収去検査を行い、食品表示基準に違反する食品等の発見及び排除に努めます。

2 豚の食肉(内臓を含む。)の生食用としての販売・提供禁止に伴う重点監視指導の実施

豚の食肉(内臓を含む。以下同じ。)の生食については、平成 27 年 6 月 12 日から、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく規格基準が設定されたことに伴い、食品等事業者に対して、豚の食肉を生食用として販売・提供することがないよう監視指導の徹底に努めます。

3 寄生虫による食中毒を防止するための重点監視指導の実施

生食用鮮魚の喫食を原因とする寄生虫(グダ属粘液胞子虫やアニサキス等)による食中毒発生のリスクの低減を図るため、関係事業者及び市民に対して食中毒事例や予防策等を啓発するとともに、収去検査を実施します。